

2016年7月29日

企業会計基準委員会 御中

株式会社 プロネクサス  
プロネクサス総合研究所

**「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」  
に関する意見**

2016年6月2日に公表されました標記公開草案について、当研究所内に設置されている「ディスクロージャー基本問題研究会」で取りまとめた意見等を提出いたしますので、宜しくお願い申し上げます。

記

**質問1**

<コメント>

・同意しない。

理由：リスク対応型企業年金制度の特徴は、「少なくとも5年に1度見直される年金財政再計算の結果、労使の合意が成立すれば従業員に対する退職給付の水準が見直される可能性があること」、「財政悪化リスクによる会社側の退職給付に関する負担の上限が、リスク対応掛金相当額に限定されていること」である。これらの特徴を検討すると、退職給付の水準の改訂およびリスク対応掛金相当額の計算のためには、一定水準の退職給付額が想定されていることが前提であると思われるので、従業員の退職給付をベースとする基本構造は確定給付型の退職金制度から変更されていない。一言でいえば、条件付きの確定給付制度と理解できる。

そもそも、厚生労働省がリスク分担型企業年金の導入について改正する法令は『確定給付企業年金法施行規則等の一部を改正する省令案』であり、もし仮に、確定拠出型の年金制度を導入しようとしていたならば、確定拠出制度であることを明示した法令案が作成されるはずであろう。したがって、改正を企図する法令から推測しても、確定給付企業年金制度を踏襲していると考えられる。「コメントの募集及び本公開草案の概要」中のリンク先で入手できる厚生労働省の資料でもDBと称されており、確定給付制度が前提となっているように思われる。

なお、リスク対応掛金の損金算入は、この制度を普及するための税制促進策であり、これを根拠に確定拠出制度に移行したとはいえない。

当該制度は個人別の管理がなされていないことから、積立金の額がゼロとなることを見込まれる場合においては、企業が制度導入時に定められた掛金相当額の他に拠出義務を負う状況が想定されている（第17項）。また、制度の導入後に、

新たな労使合意に基づいて様々な変更が行われる可能性が想定されている（第4項）。『リスク分担型企業年金』といっても、企業の負担義務は実態に応じて異なることが考えられることから、『リスク分担型企業年金』という制度区分ではなく、企業が制度導入時に定められた掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負うか否かの実態に応じて、確定拠出制度として会計処理すべきか否かを判断すべきと考える。

本公開草案では、会計処理を検討するにあたって最も重要な「リスク対応掛金相当額が、具体的にどのように算定され、また、会計上の（年金財政上のものではない）給付水準のどの部分に対応するものかや、一定の場合に給付水準の増減がどのように生ずるのかの記述がなく、適切な会計処理の提案がされているか否かの判断が極めて困難である。

『リスク分担型企業年金』という名称の意味は、財政悪化による積立不足額を事業主と加入者で分担する仕組みと理解される。そのように理解すると、例えば加入者の負担が20%とすると、この20%プラスアルファの範囲で支給水準が可変の（前述した条件付きの）確定給付制度と理解できるものである。

## 質問2

<コメント>

- ・同意しない。

理由：確定給付制度から確定拠出制度に移行したと結論するとはいえないからである。退職給付に関し、労使の新たな合意が成立したならば、以前の退職給付に関する会計測定は中止され、その時点で新たに有効となった合意事項に基づき計算される退職給付現価と積立金によって、退職給付負債を認識・測定することになる。

もし仮に本公開草案を肯定し、リスク分担型企業年金が確定拠出に該当すると判断された場合でも、旧制度の終了はリスク対応掛金相当額の負担が前提となっており、その拠出又は未払金を計上した上で退職給付に係る負債の消滅と終了損益が認識されるのではないか。未払金に計上しない理由が明確でないため、末尾の設例も、そのような会計処理に修正すべきである。

また、もし仮に本公開草案を肯定し、リスク分担型企業年金が確定拠出に該当すると判断された場合でも、第6項、第7項と第15項によると、リスク対応掛金額に関して、規約で定めれば幅広い費用処理額の選択が企業には可能なように読める。このようなことを認めると、企業が任意に費用処理額を決めることができた退職給付会計基準の制定前の状況に逆戻りすることが危惧される。

企業があらかじめ定めた方法を継続することから恣意性が入る余地を少なくすることも可能だとはいえ、労働役務の消費や年金計算上の要拠出額とは必ず

しも関連しないことから、妥当な会計処理といえるか否か疑問である。恣意性を回避するためにリスク対応掛金額（総額）の費用処理額を、規約で定めた期間あるいは従業員の平均残存勤続年数により、定額配分する方法等に限定すべきであるのか否かについても検討すべきではないか。

### 質問 3

<コメント>

- ・ 同意しない。

理由：もし仮に本公開草案を肯定するならば、リスク分担型企業年金を採用することにより、これまで貸借対照表で認識されてきた退職給付に係る負債の消滅の認識が行われることになり、これまでの財務諸表開示との比較可能性が著しく害されるおそれがある。

また、本公開草案の第 12 項によると、企業年金の概要と退職給付費用関係以外の開示はほとんどされないことが想定されているようであるが、そうであるならば、企業年金基金の財政状況等の開示（給付現価の「将来期間分」と「過去期間分」を含む）を開示要求事項に加えるべきである。

### 質問 4

<コメント①>

財務報告に関しては、年金制度の外形ではなく、その制度の本質（負担等に関する経済的実質）および投資者に有用な情報を提供するという会計上の観点から、会計処理及び情報開示を深度をもって検討していただきたい。

<コメント②>

IFRS の任意適用会社が 110 社を超える状況下、今回のリスク分担型企業年金が、日本基準（実務対応報告公開草案第 47 号）では確定拠出型と位置づけられる一方、IFRS では確定給付型として会計処理されることは望ましいことではないので、この点も考慮に入れた検討が望まれる。

以上